

宇多津町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考)令和4年 度の人件費率
令和 5年度	人 18,455	千円 7,219,488	千円 509,438	千円 1,211,672	% 16.8	% 17.4

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

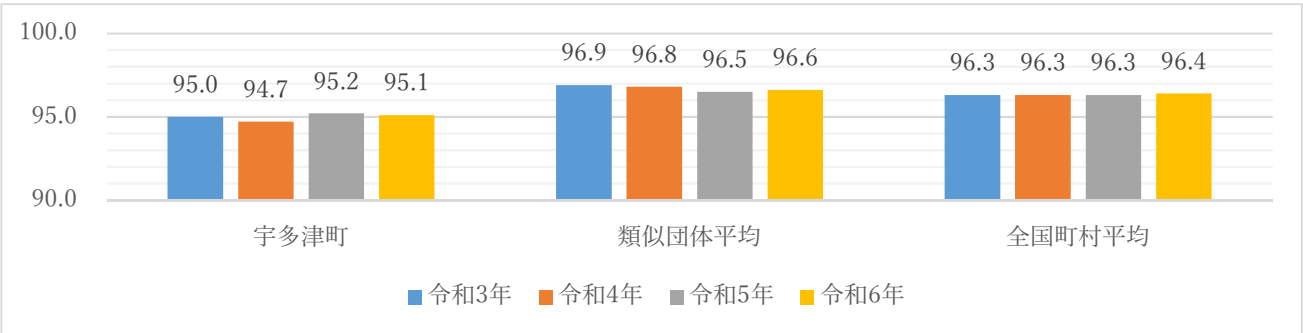
区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当 り給与費 B / A	(参考)類似団体 平均一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 5年度	人 114	千円 437,439	千円 78,630	千円 165,834	千円 681,903	千円 5,982	千円 5,708

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給割合) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給割合) により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

- 4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[**実施** 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、国と同様に実施。

激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（減給保障）を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
宇多津町	42.8歳	310,197円	371,698円	343,733円
香川県	42.9歳	325,406円	412,347円	357,780円
国	42.1歳	323,823円	—	405,378円
類似団体	42.1歳	310,320円	364,026円	339,903円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間		
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額
宇多津町	46.5 歳	19 人	320,432 円	343,986 円	329,484 円	—	—	—
うち用務員	52.3 歳	3 人	372,500 円	383,832 円	372,500 円	他に分類されない運搬・清掃、包装等従事者	49.1 歳	244,800 円
うち清掃職員	43.6 歳	14 人	304,586 円	333,932 円	316,871 円	廃棄物処理業	47.7 歳	314,900 円
香川県	55.9 歳	9 人	299,869 円	320,872 円	314,739 円	—	—	—
国	51.2 歳	1829 人	288,144 円	—	330,553 円	—	—	—
類似団体	50.6 歳	7 人	287,513 円	312,172 円	300,727 円	—	—	—

(注) 1 「平均給料月額」とは、6 年 4 月 1 日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和 6 年 4 月 1 日現在)

区 分		宇多津町	香川県	国
一般行政職	大 学 卒	225,600 円	225,600 円	220,000 円
	高 校 卒	194,500 円	194,500 円	188,000 円
技能労務職	高 校 卒	194,500 円	180,600 円	—
	中 学 卒		171,200 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和 6 年 4 月 1 日現在)

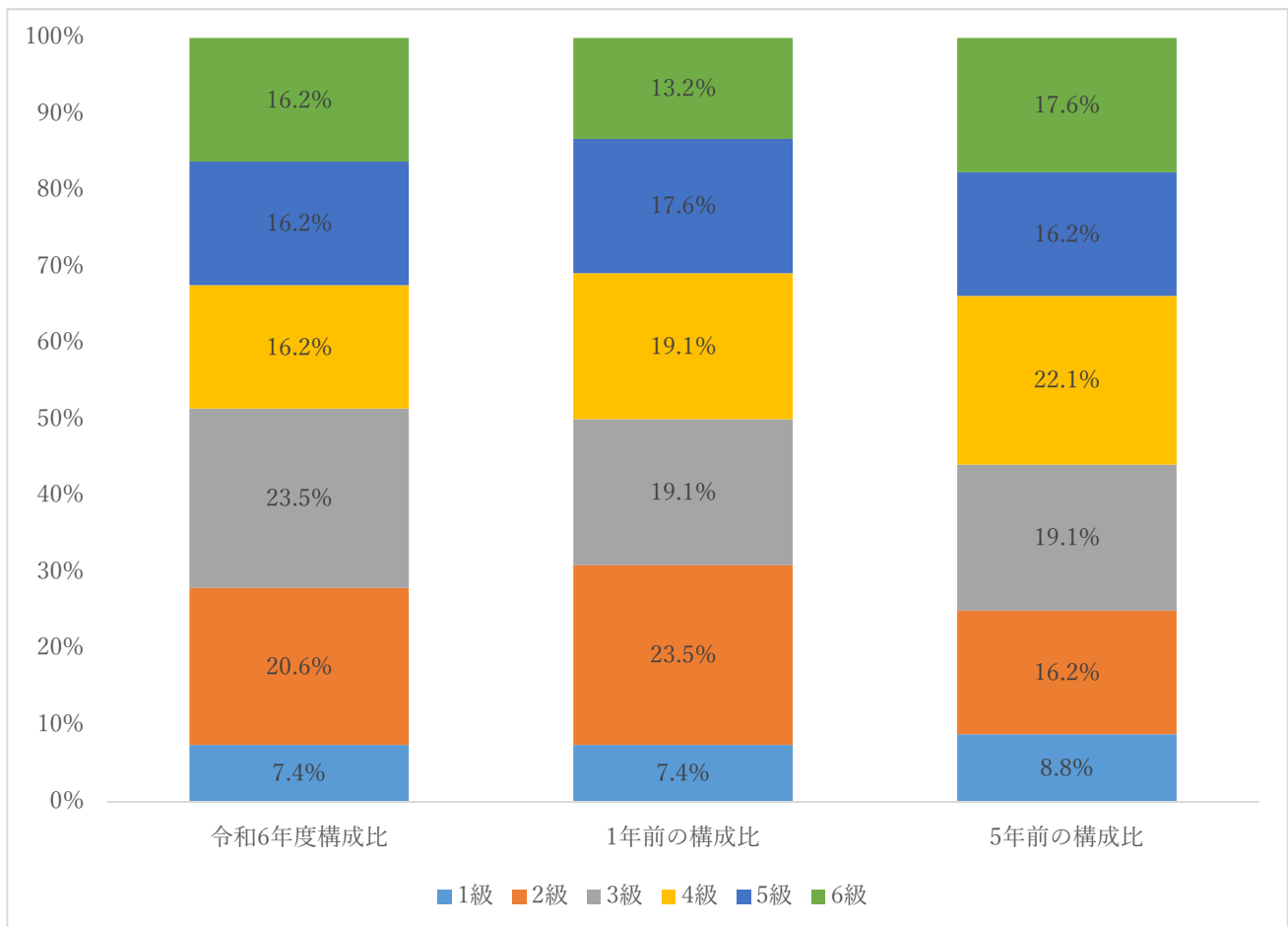
区 分		経験年数10～15年	経験年数15～20年	経験年数20～25年	経験年数25～30年
一般行政職	大 学 卒	270,567 円	300,163 円	346,500 円	386,650 円
	高 校 卒	円	円	円	円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

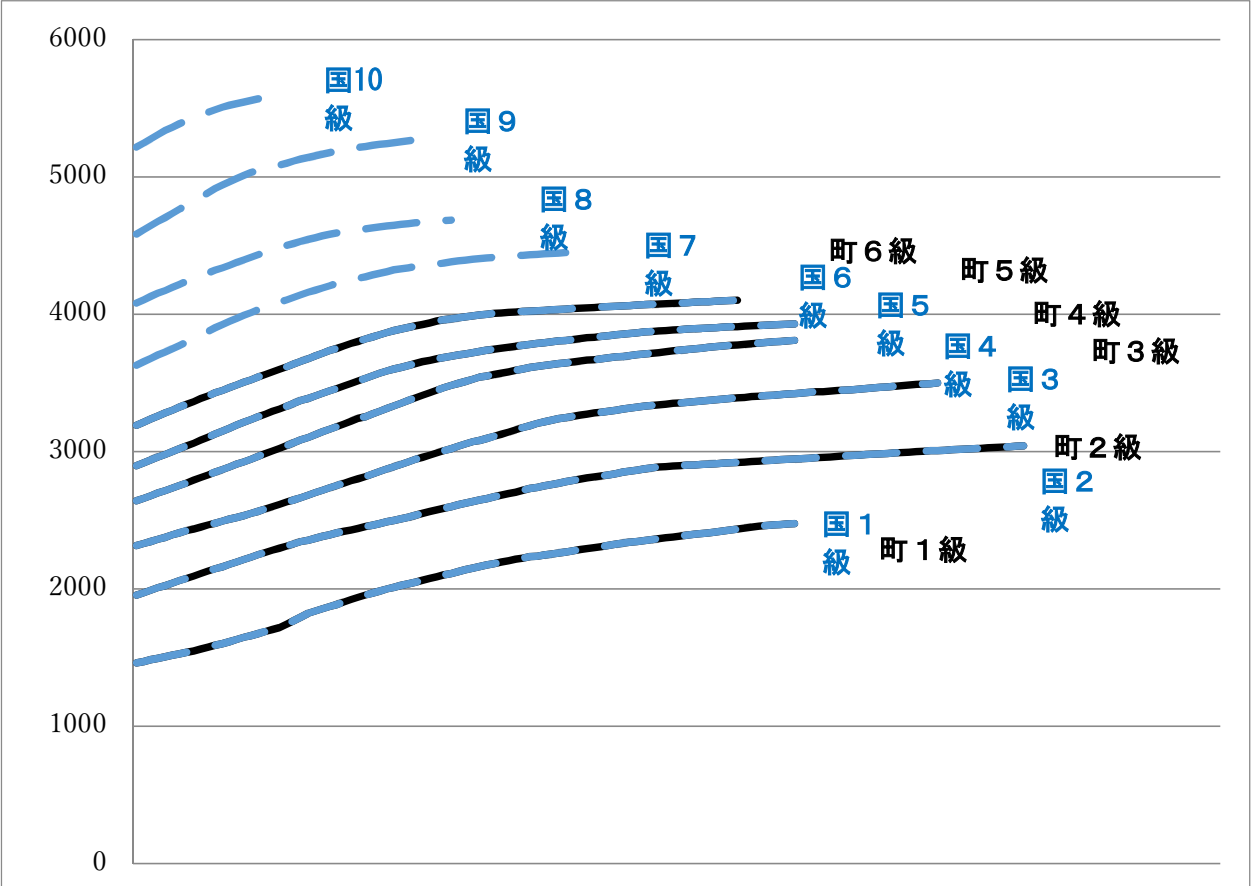
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	主事・保育士・教諭又はこの職と 同等の職務	5人	7.4%	183,500円	258,100円
2 級	主任主事又はこの職と同等の職務 相当高度な知識又は経験を必要 とする保育士又は教諭	14人	20.6%	230,000円	308,500円
3 級	主査又はこの職と同等の職務 高度な知識又は経験を必要とする 保育士又は教諭	16人	23.5%	261,300円	354,700円
4 級	主任・主任保育士・主任教諭・係 長又はこの職と同等の職務 困難な業務を処理する保育士又は 教諭	11人	16.2%	287,300円	386,100円
5 級	副所長・副園長・所長・園長・副 主幹・課長補佐 又はこの職と同等の職務	11人	16.2%	309,800円	398,200円
6 級	主幹・課長又はこの職と同等の職務	11人	16.2%	335,000円	415,700円

- （注） 1 宇多津町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（宇多津町）

令和5年4月2日から令和6年4月1日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分		○		○	○
上位、標準の区分			○		
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）					
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

宇 多 津 町	香 川 県	国
1人当たり平均支給額(5年度) 1,420 千円	1人当たり平均支給額(5年度) 1,704 千円	—
(5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分 分 (※2.45)月分 (※0)月分	(5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分 分	(5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分 分
(加算措置の状況) 職務上の段階 職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職務上の段階 職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職務上の段階 職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（宇多津町）

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

宇 多 津 町			国		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置			定年前早期退職特例措置		
（割増率 2%～20%）			（割増率 2～45%）		

- （注） 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、○年度に退職した職員に支給された平均額である。
- 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（5年度決算）			340千円
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）			33,990円
職員全体に占める手当支給職員の割合（5年度）			7.81%
手当の種類（手当数）			6
手当の名称	主な支給対象 職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給 単価
伝染病防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当	一般行政職	伝染病防疫作業に従事する職員が伝染病の発生又は発生のおそれがある場合で伝染病患者若しくは疑いのある患者の救護等の作業又は家畜に対する防疫作業	500円以内/件 （1件増すごとに200円）
用地交渉等業務手当	一般行政職	職員が土地の取得、又は漁業権に係るものに関して現地で交渉に従事	1,000円/日 （深夜1,300円）
行旅病人等収容作業従事職員特殊勤務手当	一般行政職	行旅病人又は行旅死亡人の収容作業に従事	500円以内/件 （死亡1,000円以内/件）
自動車等整備手当	技能職	公用車の運転及び整備業務に従事	3,000円以内/月
犬、ねこ等死体収容作業従事職員特殊勤務手当	技能職	住民生活課に勤務する職員にして、犬、ねこ等死体収容作業に従事	700円/件
一般職の職員で町長において特に必要と認められるものの特殊勤務手当	一般行政職	職員がその職務を遂行するにあたり著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で給与上特別な考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事	給料月額3/100以内

(4) 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	28,197 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	328 千円
支給実績（令和4年度決算）	27,719 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	280 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（4年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(5) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （5年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （5年度決算）
扶 養 手 当	配偶者、父母等6,500円、子10,000円、特定期間加算5,000円	同 じ		千円 11,898	円 247,883
住 居 手 当	12,000円を超え23,000円以下（家賃-12,000円）、23,000円を超え55,000円未満（家賃-23,000円×1/2+11,000円）、家賃55,000円以上(27,000円)	異 なる	本町：家賃の下限12,000円 国：家賃の下限16,000円	千円 7,088	円 272,605
通 勤 手 当	通勤のために交通機関等の利用を常例とすること、運賃等の負担を常例とすること、徒歩による通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること 【自動車等の使用者】 2,700円～30,700円	異 なる	本町：2,700円～30,700円 国：2,000円～31,600円	千円 5,441	円 69,757
管 理 職 手 当	本庁の課長60,300円、本庁の課長補佐39,300円	異 なる	本庁の課長60,300円、本庁の課長補佐39,300円	千円 16,632	円 594,006

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

（注）1 給料及び報酬の（ ）内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

区 分			給 料 月 額 等		
料 給	町 副 町 長	長 長	769,000 円 596,000 円	(参考) 類似団体における最高／最低額	
				880,000 円／	492,000 円
酬 報	議 副 議	長 長 員	365,000 円	420,000 円／	230,000 円
			336,000 円	360,000 円／	180,000 円
			320,000 円	345,000 円／	157,000 円
期 末 手 当	町 副 町 長	長 長	(令和5年度支給割合) 3.30 月分		
			(令和5年度支給割合) 3.30 月分		
退 職 手 当	町 副 町 長	長 長	(算定方式) 給料月額×17.52	(1期の手当額) 13,472,880 円	(支給時期) 任期ごと
			給料月額×10.56	6,293,760 円	任期ごと
	備 考				

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

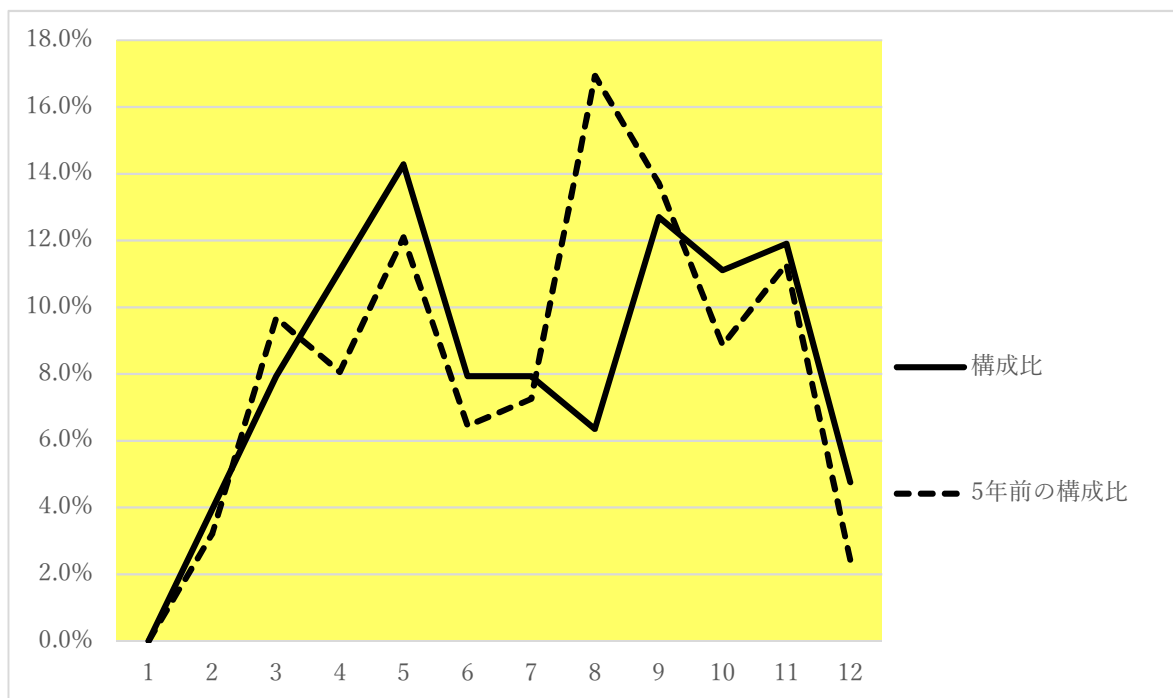
(各年4月1日現在)

区 分 部 門			職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			令 和 5 年	令 和 6 年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	1	1		
		総務企画	21	23	2	
		税 務	7	8	1	
		民 生	26	25	△ 1	
		衛 生	23	22	△ 1	
		労 働	2	2		
		農 林 水 産	3	3		
		商 工	9	9		
		土 木	7	6	△ 1	
		計	99	99		< 参 考 > 人口 1 万 当 た り 職 員 数 53.64人 (類似団体の 1 万 当 た り 職 員 数 77.91人)
	教 育 部 門	15	15			
	消 防 部 門					
	小 計	114	114		< 参 考 > 人口 1 万 当 た り 職 員 数 61.77人 (類似団体の 1 万 当 た り 職 員 数 95.14人)	
公 営 会 計 企 業 等 部 門	水 道 下 水 そ の 他	5	3	△ 2		
		2	2			
		7	7			
	小 計	14	12	△ 2		
合 計			128 [136]	126 [136]	△ 2 [136]	< 参 考 > 人口 1 万 当 た り 職 員 数 68.27人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	5人	10人	14人	18人	10人	10人	8人	16人	14人	15人	6人	126人

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

年 度 部 門 別	31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過去5年間の増減数（率）
一般行政	92	90	96	100	99	99	7.61(%)
教 育	18	18	15	16	15	15	△16.67(%)
普通会計計	110	108	111	116	114	114	3.63(%)
公営企業等会計計	14	17	16	15	14	12	△14.29(%)
総合計	124	125	127	131	128	126	1.61(%)

（注）1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。